

## 吹田市日中一時支援事業者の登録に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、日中一時支援事業を行う者(以下「日中一時支援事業者」という。)に係る地域生活支援事業者の登録要件のうち、吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領(以下「要領」という。)第3条第3号に規定する短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者に準ずる者として市長が認める事業者の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (日中一時支援事業者の一般原則)

第2条 日中一時支援事業者は、法人でなければならない。

- 2 日中一時支援事業者は、吹田市日中一時支援事業者の登録に関する基準(以下「登録基準」という。)に従い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて、利用者に対して適切かつ効果的に日中一時支援を提供しなければならない。
- 3 日中一時支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立った日中一時支援の提供に努めなければならない。
- 4 日中一時支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

### (従業者の配置の基準)

第3条 日中一時支援事業者は、日中一時支援の事業を行う事業所(以下「日中一時支援事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる従業者のいずれかを配置しなければならない。

- (1) 生活支援員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、又は保育士資格を有する者。
  - (2) 介護職員 居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者又はこれと同等の資格を有すると認められる者、又は指定障害福祉サービス事業所等において、概ね1年以上の介護業務に従事した経験のある者。
- 2 前項に掲げる従業者の配置の員数は、日中一時支援事業所ごとに日中一時支援を行う時間帯において、利用者が10人までは2人、10人を超える時間帯は、10人を超えて5人ごとに1人を加えた数以上とする。

### (管理者の配置の基準)

第4条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに専ら日中一時支援を行う時間帯を通じてその業務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、日中一時支援事業所の管理上支障がない場合は、当該日中一時支援事業所の他の業務に従事させ、又は当該日中一時支援事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等の業務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第5条 日中一時支援事業所には次に掲げる設備を設け、日中一時支援の提供に必要な備品や、手指の消毒などの用品を供えなければならない。

- (1) デイルーム 日中を過ごす場所として、利用者一人当たりの床面積が、収納設備等を除き3.3平方メートル以上でなければならない。
- (2) 食堂 食事をするのに支障がない広さを有すること。
- (3) 静養室 間切り等を設けること。
- (4) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 便所 利用者の特性に応じたものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項第2号に掲げる食堂については、日中一時支援を行うのに支障がない場合は、デイルームと兼用することができるものとする。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら日中一時支援事業所の用に供するものでなければならない。ただし、日中一時支援を行うのに支障がない場合は、この限りではない。

(重要事項の説明等)

第6条 日中一時支援事業者は、日中一時支援の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みをした者(以下「申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該申込者に対し、第26条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の申込者の日中一時支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中一時支援の開始について、当該申込者の同意を得なければならない。

2 日中一時支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき書面の交付を行うに当たっては、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(日中一時支援の拒否の禁止)

第7条 日中一時支援事業者は、正当な理由なく日中一時支援を行うことを拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第8条 日中一時支援事業者は、日中一時支援の利用について市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者等が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(日中一時支援困難時の対応)

第9条 日中一時支援事業者は、当該日中一時支援事業所の通常の送迎の実施地域等を勘案し、申込者に対し自ら適切な日中一時支援を行うことが困難であると認めた場合は、

適当な他の日中一時支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第10条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を行うことを求められた場合は、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(日中一時支援の支給の申請に係る援助)

第11条 日中一時支援事業者は、日中一時支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、利用者の意向を踏まえて、速やかに日中一時支援の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う日中一時支援の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(利用者の心身の状況等の把握)

第12条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(他の事業者等との連携等)

第13条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を行うに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援を終了する際は、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(日中一時支援を行った記録)

第14条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を行った際は、当該日中一時支援を行った日、内容その他必要な事項を、日中一時支援を行った都度記録しなければならない。

2 日中一時支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から日中一時支援を行ったことについて確認を受けなければならない。

(受給者証への記載)

第15条 日中一時支援事業者は、利用に際しては、日中一時支援事業所の名称、利用の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者等の地域生活支援事業受給者証に記載した

なければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 日中一時支援事業者が、支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、直接利用者の便益を増進させるものであって、当該支給決定障害者等から支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び費用の額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第17条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を行った際は、支給決定障害者等から当該日中一時支援に係る利用者負担額の支払を受けることとする。

2 日中一時支援事業者は、前項に規定するもののほか、日中一時支援を行うに当たり要する費用のうち、食費（食材料費及び食事の提供に係る人件費相当分）、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの支払を、支給決定障害者等から受けることができる。

3 日中一時支援事業者は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

4 日中一時支援事業者は、第2項の費用に係る日中一時支援を行うに当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該日中一時支援の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(日中一時支援費の額に係る通知等)

第18条 日中一時支援事業者は、市から日中一時支援に係る費用の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る費用の額を通知しなければならない。

(日中一時支援の方針)

第19条 日中一時支援事業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に日中一時支援を行わなければならない。

2 日中一時支援事業所の従業者は、日中一時支援を行うに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、日中一時支援の方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 日中一時支援事業者は、その日中一時支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(日中一時支援の実施)

第20条 日中一時支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 日中一時支援事業者は、利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該日中一時支援事業所の従業者以外の者による日中一時支援を受けさせてはならない。

3 日中一時支援事業者は、利用者に食事等の提供を行う場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事等の提供を行わなければならない。

(相談等)

第21条 日中一時支援事業者は、利用者又はその家族からの相談に的確に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(急病時等の対応)

第22条 日中一時支援事業所の従業者は、現に日中一時支援を行っているときに利用者が疾病にかかった場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

(健康管理)

第23条 日中一時支援事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第24条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他の不正の行為によって日中一時支援に係る費用の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市へ通知しなければならない。

(管理者の責務)

第25条 日中一時支援事業所の管理者は、当該日中一時支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 日中一時支援事業所の管理者は、当該日中一時支援事業所の従業者に登録基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第26条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに、次に掲げる日中一時支援事業所の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 対象とする主たる障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(4) 利用定員

- (5) 営業日及び営業時間
- (6) 日中一時支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及び額
- (7) 通常の送迎の実施地域
- (8) 日中一時支援を利用するに当たっての留意事項
- (9) 利用者の急病時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 個人情報の管理に関する事項
- (14) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保)

- 第27条 日中一時支援事業者は、利用者に対し適切な日中一時支援を行うことができるよう、日中一時支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を整備しておかなければならない。
- 2 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに、当該日中一時支援事業所の従業員によって日中一時支援を行わなければならない。ただし、利用者に対して行う日中一時支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 日中一時支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

- 第28条 日中一時支援事業所の利用定員は、5人以上とする。
- 2 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに登録をした利用定員を超える利用者に対して、同時に日中一時支援を行ってはならない。ただし、災害、虐待を受けた障害者及び障害児の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (非常災害対策)

- 第29条 日中一時支援事業者は、非常災害に備え、消火設備その他の必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、関係機関への通報及び連絡のための体制を整備し、並びにこれらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- 2 日中一時支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助等の訓練を行わなければならない。

#### (衛生管理)

- 第30条 日中一時支援事業者は、利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 日中一時支援事業者は、当該日中一時支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(医療機関との間の協力体制)

第31条 日中一時支援事業者は、利用者が疾病にかかること等に備え、あらかじめ、医療機関等との間に協力体制を整備しておかなければならない。

(掲示)

第32条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の医療機関の名称等その他の申込者の日中一時支援の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体の拘束等の禁止)

第33条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を行うに当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 日中一時支援事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録しなければならない。

(地域との交流)

第34条 日中一時支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(秘密保持等)

第35条 日中一時支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 日中一時支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 日中一時支援事業者は、他の日中一時支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第36条 日中一時支援事業者は、日中一時支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該日中一時支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日中一時支援事業者は、当該日中一時支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第37条 日中一時支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該日中一時支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 日中一時支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第38条 日中一時支援事業者は、その日中一時支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 日中一時支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 日中一時支援事業者は、その日中一時支援に関し、要領第9条第1項の規定により市長が行う報告若しくは日中一時支援の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 日中一時支援事業者は、その日中一時支援に関し、要領第9条第2項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中一時支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 日中一時支援事業者は、市長から求めがあった場合には、前2項の改善の内容を、市長に報告しなければならない。

6 日中一時支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又同条第2項のあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第39条 日中一時支援事業者は、利用者に対する日中一時支援により事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 日中一時支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録しなければならない。

3 日中一時支援事業者は、利用者に対する日中一時支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。



(会計の区分)

第40条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに経理を区分するとともに、日中一時支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録等の整備)

第41条 日中一時支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する台帳等を整備しておかなければならない。

2 日中一時支援事業者は、利用者に対する日中一時支援に関する記録等を整備し、当該日中一時支援を行った日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行する。

経過措置

この登録基準の施行の際、現に改正前の登録基準の規定により登録を受けた日中一時支援事業者については、改正後の登録基準により登録を受けた日中一時支援事業者とみなす。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置

この登録基準の施行の際、現に改正前の登録基準の規定により登録を受けた日中一時支援事業者については、改正後の登録基準により登録を受けた日中一時支援事業者とみなす。